

厚生労働科学研究費補助金の不正経理への対応について

1. これまでの対応

- (1) これまで厚生労働科学研究費補助金（以下、「補助金」という。）については、不正経理が認められた場合には、補助金適正化法に基づき、加算金を含めて受給金の返還を求めてきたところである。
- (2) 平成 16 年 3 月 22 日の「厚生労働科学研究費補助金取扱規程」の改正により、不正経理を行った研究者に対し、2～5 年の間、補助金における主任研究者としての交付が制限されるようになった。

2. 最近の動き

- (1) 各府省は、平成 17 年 9 月 9 日に「競争的研究資金の不合理的な重複及び過度の集中の排除等に関する指針」を申し合わせ、平成 17 年度の「厚生労働科学研究費補助金公募要項」及び「厚生労働科学研究費補助金取扱規程」の改正をもって、不正経理等に対する対応を強化したところ。

- ・ 補助金において不正経理を行った場合は、他府省にその内容を情報提供すること、その結果として、他の競争的研究資金における応募が制限される可能性があることを公募要項に明記。
- ・ 不正経理等に共謀した者及び他の競争的研究資金で不正経理等を行った者について、補助金の交付制限の対象とし、分担研究者としての研究への参画も認めない。

- (2) 総合科学技術会議は、平成 18 年 8 月 31 日付けで、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」を発出し、関係府省・配分機関・研究機関等において今後取り組むべき事項を示した。

- 関係府省・配分機関におけるルールに盛り込むべき内容の例
 - ・ 機関経理のさらなる徹底、省及び配分機関等における検査の強化、不正事案への対応方法の整備 等
- 研究機関における研究費の使用等のルールに盛り込むべき内容の例
 - ・ 機関管理に相応しい仕組みの構築、不正経理の未然の防止策の整備、不正経理に関する事案の把握方法の整備 等

3. 今後の対応（案）

- 19 年 10 月 ・ 厚生労働科学研究費補助金公募要項に記載。
- 19 年 3 月まで ・ 研究費を受領する研究者の所属する各研究機関の特性・規模や実態等を踏まえつつ、対応を促進。
- ・ 厚生労働科学研究費補助金取扱規程等へ反映。

公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）

平成18年8月31日 総合科学技術会議

趣 旨

公的研究費の不正使用等は科学技術への国民の信頼を裏切る。研究費の効率的な執行への要請も

➡ 研究活動を一層推進するため、これまでの取組に加え、

政府・配分機関・研究機関は、以下を基本として、公募型研究費を中心に、できるだけ早期に着手

今後取り組むべき事項

<関係府省・配分機関>

- ① ルールの整備・明確化
- ② 効果的・効率的な検査等
- ③ 機関経理の徹底
- ④ 不正研究者の競争的資金の応募資格制限等
- ⑤ 研究機関への指導・助言
- ⑥ 研究機関へのペナルティー
- ⑦ 研究費の重複・集中の排除（府省共通システム整備）
- ⑧ 情報提供等の支援の充実

<研究機関>

- ① 研究費使用ルールの整備・明確化、研究者のモラルの向上
- ② 研究費の管理・監査体制の整備
- ③ 不正事案の調査・報告・処理体制
- ④ 研究費の弾力的運用、間接経費活用

留意すべき事項

- ① 単なる規制強化や煩雑な手続きとしない
- ② 研究機関・研究費の特性・規模等に応じたもの

総合科学技術会議のフォローアップ

平成19年度のできるだけ早い時期に取組状況を把握

関連する事項

引き続き、競争的資金制度改革を推進